

あおり型県産材エコポイント制度説明会実施概要

- 1 日 時 平成22年4月22日（木）13：30～15：30
- 2 場 所 青森県総合社会教育センター大研修室
- 3 主 催 青森県・青森県産材認証推進協議会
- 4 参集範囲 県内大工・工務店、木材・木工品関係事業者、行政機関、一般消費者

5 内 容

（1）開催趣旨

スギなどの県産材の利用促進を図る「県産スギ需要拡大緊急対策事業」の実施に当たり、制度説明会を開催するとともに、知事から参加者に対してスギ等県産材の需要拡大を呼びかける講演を行う。

（2）次 第

- ①13:30 開会
- ②13:30 あいさつ（青森県産材認証推進協議会長）
- ③13:35～13:55 県産スギ需要拡大講演会（青森県知事 三村申吾）
（休憩）
- ④14:10～15:10 あおり型県産材エコポイント制度説明会
・制度の概要について（青森県林政課）
・県産材の特徴について（青森県産材認証推進協議会）
- ⑤15:10～15:30 その他
- ⑥15:30 閉会

（3）その他

- ①会場入口付近に、県産材の展示ブースを設け、参加者に対してPRする。

別紙様式

青森県林政課林産振興グループ あて

FAX 017-734-8145

「あおもり型県産材エコポイント」制度説明会

参加申込書

所属名 _____

担当者氏名 _____

連絡電話番号 _____

出席者職氏名

所属名	職名	氏名	備考

※県庁ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/kensanzai_ecopoint.html

に回答様式等がありますので御活用ください。

メール回答先：rinsei@pref.aomori.lg.jp

4月16日（金）までに御回答ください。

「あおり型県産材エコポイント」について (県産スギ需要拡大緊急対策事業)

県では、スギなどの県産材の利用促進と、木材使用による二酸化炭素の排出抑制を目的として、一定量以上の認証県産材(※)を使用した木造住宅の施工主に対して、県産材を使用した家具・建具等の木工品と交換できる「あおり型県産材エコポイント」を発行します。

※認証県産材とは、青森県内で伐採された原木を材料として、原則として県内で加工された丸太・製材品等のことを指しますが、県産丸太を使用して県外で加工した集成材や合板なども対象となります。

〈対象住宅〉県内で建築された木造住宅のうち、

【新築】認証県産材を25m³以上または80%以上使用したもの

【リフォーム】認証県産材を1m³以上使用したもの

- 1 新築・リフォームともに、使用する認証県産材の50%以上がスギ材である必要があります。
- 2 県産材認証を受けた集成材や合板材も木材量として含むことができます。



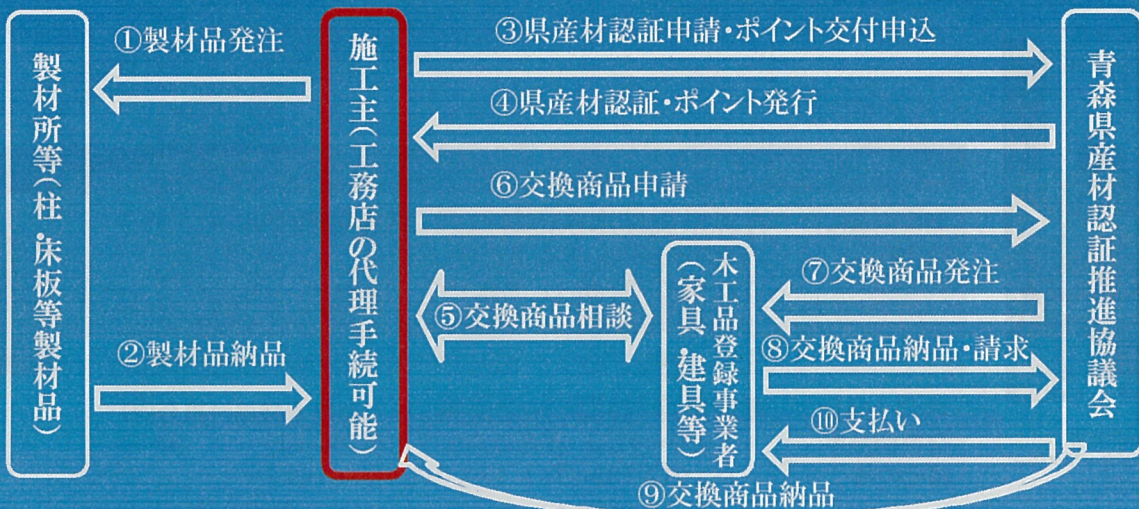
〈発行ポイント〉認証県産材1m³につき1ポイント

〈ポイント換算〉1ポイント当たり7,000円

〈発行上限ポイント〉30ポイント(21万円)

〈交換商品の例〉家具(テーブル、椅子、棚等)、建具(戸、ふすま、障子等)
木工品(照明器具、玩具等)、外構(ウッドデッキ、小屋)

〈ポイント発行機関〉青森県産材認証推進協議会



1 ポイントの発行申請について

- ① 平成22年4月1日以降に、自らが居住する県内の住宅を新築又はリフォームするために認証県産材を購入(納品日を購入日と見なします)したものが対象となります。
- ② ただし、毎年度2月末日までを申請期限とし、3月以降は、翌年度分の申請扱いとなります。
- ③ 必要書類(様式は、青森県産材認証推進協議会HPからダウンロードできます)
 - ア 青森県産材認証推進協議会会則第6条に基づく「県産材証明願」
 - イ エコポイント交付申込書
 - ウ 建築確認申請書又は建築工事届(建築基準法第15条第1項の規定による届け出がなされた旨の証明のあるものに限る)の写し
 - エ 各階平面図
 - オ 購入した県産材を当該建築に使用していることを証明できる2枚以上の写真
 - カ 施工業者による認証県産材使用証明書
 - キ 認証手数料2,000円
- ④ 申込先 青森県産材認証推進協議会(青森県木材協同組合内)

2 ポイントの使用について

- ① 交換商品の申請は平成23年3月15日までに青森県産材認証推進協議会に行ってください。
- ② エコポイント発行対象となった認証県産材の購入費用に充当することはできません。
- ③ 交換する商品を取扱う木工品等事業者は、あらかじめ青森県産材認証推進協議会に登録していることが必要です。
- ④ 交換商品の詳細などは後日ホームページ等で公表します。
- ⑤ 交換商品に使用される木材のうち、50%以上が青森県産材を材料としていることが必要です。
- ⑥ ポイント有効期限内に、2回まで申請ができます。
- ⑦ 有効期限内に使用されなかったポイントの換金はできません。
- ⑧ ポイント相当額以上の商品を申請した場合は、認証協議会への不足分の入金確認後、商品の発注を行います。



県産品PR用
イメージキャラクター
「決め手くん」

☆お問い合わせ先☆

制度全般に
関すること

青森県農林水産部林政課 林産振興グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9517 FAX 017-734-8145

E-mail rinsei@pref.aomori.lg.jp

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/index.html>

ポイント発行
交換商品申
請その他

青森県産材認証推進協議会(青森県木材協同組合内)

〒030-0151 青森市高田字川瀬104-1

TEL 017-739-8761 FAX 017-739-8749

URL <http://www.aomori-ninsyou.jp/index.html>